

- 4) 検査対象
健康診断結果で肝機能異常を指摘された従業員
- 5) 結果の管理
本人にのみ結果を通知し、事業者としては結果を関知していない
- 6) 検査陽性者への対応
受診を勧めた後、受診したかどうかを確認している
- 7) 検査の説明や同意の取得方法
健康診断事後措置としての産業医面談時に本人に資料を用いながら個別に説明口頭で同意を得て、その場で検査を実施している。
- 8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題
健康診断の血液検査で無所見（AST,ALT 正常範囲内）者に肝炎ウイルスのスクリーニングをする機会がないので、無所見ウイルス保有者にアプローチできていない。

(B) 本人からの状況確認や受診勧奨 対応困難事例

事例 30

産業医が受診勧奨するも本人拒否による受診の遅れで結果的に死亡に至った事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1962 年生

3 職種

工場内での製品検査業務

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ×

深夜勤務 ×

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ○

長期出張 ×

長時間の時間外勤務 ×

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×

5 飲酒歴

1～5 回/週

不明だが記録が残っているかぎりでは最低 20 年

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

不明

7 本人の最終病名

肝癌 (B 型肝炎ウイルス)

8 産業医がこの事例を知った経緯

本人が 47 歳のとき、前医からの引き継ぎにて知った。

9 本人が感染を知った経緯

不明

10 就業上の措置内容

なし

11 主治医との連絡

なし

12 上司・人事との連絡

なし

13 措置後の経過

2～3 か月に 1 度、産業医が面談にて受診勧奨を行っていた。呼び出しの度に、紹介

状を持たせて受診させるようとしたが、本人紹介状を受け取らず、受診しないとの一点張りだった。その後も受診確認のため保健師が連絡を取ったが、結局、腹水貯留し消化管出血を起こすまでは、定期的な専門病院への受診はしていなかった。

14 事例への対応を振り返って

結局、治療ルートに乗った時には症状も進行しており、末期の肝硬変であり、すでに手遅れであった。結果的には49歳の若さで亡くなられた。たびたび、受診勧奨するための産業医面談にも呼び出して（前医を含めて）、受診させようとしたが、本人が頑なに受診を拒否された。入院するまではアルコールでの業務上のトラブルは特にはなく、就業規制違反にもならなかった。ひとり暮らしであり、自身でも多量飲酒は認識していたが、入院になるまでアルコールをコントロールすることができなかった。ウイルス性肝炎が合併した場合のアルコールの恐ろしさについては、本人に説明してきたつもりであるが、アルコールによる就業上の問題も特になく、加えてひとり暮らしという生活環境は、そうでない方に比べると医療介入につなげにくく、逆にハイリスクであることを思い知らされた症例であった。

<事業所の情報>

- 1 業種
製造業
- 2 従業員数
1,000名以上
- 3 産業医
 - 1) 専属 or 嘱託
専属産業医
 - 2) 産業医経験年数
3年以上
 - 3) 診療業務
あり
- 4 事業所における肝炎ウイルス検査について
 - 1) 検査内容
HBs 抗原、HCV 抗体
 - 2) 実施時期
雇入れ時の健康診断時
 - 3) 費用負担
事業者
 - 4) 検査対象
新入社員すべての従業員
 - 5) 結果の管理
定期健康診断の結果と一緒に管理している
 - 6) 検査陽性者への対応

受診を勧める

7) 検査の説明や同意の取得方法

健診の間診票に以下のように記載している。「血液検査のうち法定外項目（腎機能・肝炎ウイルス検査）を希望されない場合は、健診予定日の3日前迄にご連絡ください」肝炎ウイルス検査だけでなく、健診項目全体で同意してもらうように、健診の間診票にその旨を記載している

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

特になし

事例 67

末期癌の労働者の希望を尊重し、就業上の措置を講じながら最期まで就労できた事例

<本人の情報>

- 1 性別
男性
- 2 生年月日
1946年生
- 3 職種
塗装業
- 4 業務歴
重量物取り扱い業務 ○
深夜勤務 ○
営業・接待等の業務 ×
海外勤務 ×
長期出張 ×
長時間の時間外勤務 ○
血液や体液を取扱う業務 ×
肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ○（トルエン使用）
- 5 飲酒歴
不明
- 6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因
不明
- 7 本人の最終病名
肝癌（B型肝炎ウイルス）
- 8 産業医がこの事例を知った経緯
産業医の着任前に本人の肝癌が破裂し3ヶ月ほど入院加療していたため、その復職に際して事例を知ることとなった。本人63歳時で、この時既に脊椎や肋骨に転移している状況だった。
- 9 本人が感染を知った経緯
10年以上前から定期健康診断等における肝炎ウイルス検査で感染を知っていたようだが、病院勧奨されてもずっと受診していなかった。
- 10 就業上の措置内容
残業時間制限、高所作業禁止、ピット内など転倒し骨折しそうな場所への進入禁止、休日出勤不可、症状ある際の帰宅・通院など
- 11 主治医との連絡
提供内容については、本人の労働意欲があり、旅行など他にしたいことが無いため、本人、奥さんとも最後まで働くことを希望している。産業医としてもサポートしたいことを伝えた。また、サポートしていくために必要な情報として、病状（転移の

有無) やリスク、今後の治療方針、気をつけるべき点などを尋ねた
得た内容としては、現在の病状(転移箇所)、治療方針、疼痛・ウルソなど補助的治療(根治治療なし)を得た。主治医からは「お世話になります。サポートに感謝。できるかぎり労働できるよう、よろしくお願いします。」とのコメントがあった

12 上司・人事との連絡

提供内容としては、本人に承諾を得て、現在の病気の状態が末期であることを伝えた。また 本人は休職より労働を求めており、職場のサポートが必要なこと。体調が悪く、休みがちになりやすいこと。状況により意識消失などが起こりうること。緊急時の対処法・連絡法など。上記を踏まえたうえでの就業制限の内容。

得た内容としては、本人は労働意欲も技術もあり、労働現場では欲しい人材。上記を踏まえた上で受け入れ可能とのことだった。

13 措置後の経過

1ヶ月に1回、産業医が直接面談し体調確認をし、様子を見ていた。就業制限は一時的に(数ヶ月程度)体調が良くなったため残業禁止から残業を月15時間程度(日に1時間程度まで)まで認めたが、体調増悪後、再度残業禁止した。復職8ヶ月後に脳転移のため意識が朦朧となり再休職となった。状況を説明して職場からも見舞いに行った。その後1~2ヶ月にて亡くなられた

14 事例への対応を振り返って

末期癌の対応として本人の希望を尊重し、また職場も受け入れがよかったため、最後まで就労させることができた好事例だと思う。ただし、こういう状態になる前に適切な対応をすべきだろうと考える

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

1,000名以上

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

なし

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs抗原、HCV抗体

2) 実施時期

海外派遣労働者の健康診断時健康診断の有所見者に対する精密検査時会社が実施、補助をしている人間ドック

3) 費用負担

事業者、健康保険組合、自己負担、地方自治体

4) 検査対象

すべての従業員海外に勤務する従業員健康診断結果で肝機能異常を指摘された従業員

5) 結果の管理

定期健康診断の結果と一緒に管理している

6) 検査陽性者への対応

受診を勧めた後、受診したかどうかを確認している

7) 検査の説明や同意の取得方法

別敷地の企業立病院で検査などを行う。その場にて、問診表や説明文章を配布していた同意しない労働者に申し出てもらう。主に人間ドック・海外派遣の検査（人間ドックと同様の内容）の人に行っている。胃カメラなど他にも項目が多くあり、肝炎検査は違和感がなく、同意しない人はいなかった模様。

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

現状では、人間ドック年齢になるまでは、定期検査での肝酵素上昇のみでしか異常を把握できない。また、脂肪肝・アルコール性肝障害が多いため、2桁の肝酵素上昇では、精査を強く推奨しないことも多い。このため、ある程度肝障害が進んでからしか、精査が出来ないことが多い

(C) 受診結果を踏まえた保健指導や就業所の措置 好事例

事例 44

雇入れ健診にて発覚し、治療により就業制限なく就労できた事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1988 年生

3 職種

機械操作

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ×

深夜勤務 ○

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ×

長期出張 ×

長時間の時間外勤務 ×

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×

5 飲酒歴

なし

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

不明

7 本人の最終病名

慢性肝炎 (B 型肝炎ウイルス)

8 産業医がこの事例を知った経緯

本人 18 歳の時、定期健康診断等における肝炎ウイルス検査にて判明した。

9 本人が感染を知った経緯

雇入れ健診時に高度の肝機能障害・HBs 抗原陽性を指摘。至急 (検査当日)、消化器科に受診するよう本人に連絡したことで知った。

10 就業上の措置内容

入院による 1 ヶ月間の療養指示。

11 主治医との連絡

治療方針、肝生検結果、就労時の禁止事項について情報収集し、就労予定職務について情報提供した。

12 上司・人事との連絡

肝障害増悪時の症状、治療計画、予後について情報提供した。

13 措置後の経過

3 カ月毎に産業医が臨時健康診断にて採血、診察を実施した。経過：H18 年 3 月の雇入れ健診時に、AST 107、ALT 228、HBs 抗原 (+) と高度の肝機能障害を指摘。至急受診勧奨。県外の実家に戻して療養させた。4 月～入社時研修に参加していたが、7 月の臨時健診にて AST 284、ALT 473 と肝機能悪化を認めた。主治医に連絡を入れると入院加療が必要との判断のため、職場に了解を得て 1 ヶ月間入院加療 (IFN) とする。8 月末～復帰し、三交代勤務に従事。肝機能は寛解・増悪を繰り返したが、H20 年 8 月以降安定している。H23 年 11 月現在、特に支障なく三交代勤務に従事しており、就業制限は講じていない。

14 事例への対応を振り返って

特になし。

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

1,000 名以上

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3 年以上

3) 診療業務

なし

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

雇入れ時の健康診断時

海外派遣労働者の健康診断時 (HBs 抗原のみ)

3) 費用負担

事業者

4) 検査対象

新入社員 HCV 抗体に関しては平成 5 年に一斉検査 (20 歳から 5 歳刻みで 40 歳まで (H15 まで実施))

5) 結果の管理

定期健康診断の結果と一緒に管理している

6) 検査陽性者への対応

受診を勧める

7) 検査の説明や同意の取得方法

ウイルス検査導入時、労使委員会で文書にて説明を行い、更に安全衛生委員会にて周知。受診者個別には説明を行っていない。組合の同意を得ているため、受診者個別には同意を取っていない。包括的同意として取り扱っている。

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

特になし

事例 46

肝炎を患う医療従事者の事例

<本人の情報>

- 1 性別
女性
- 2 生年月日
1972年生
- 3 職種
臨床検査技師
- 4 業務歴
重量物取り扱い業務 ×
深夜勤務 ×
営業・接待等の業務 ×
海外勤務 ×
長期出張 ×
長時間の時間外勤務 ×
血液や体液を取扱う業務 ×
肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ○
- 5 飲酒歴
なし
- 6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因
未記入
- 7 本人の最終病名
無症候性キャリア（B型肝炎ウイルス）
- 8 産業医がこの事例を知った経緯
定期健康診断期健康診断等における肝炎ウイルス検査にて判明した。
- 9 本人が感染を知った経緯
出生後の輸血であったと報告を受けている。
- 10 就業上の措置内容
採血業務の禁止
- 11 主治医との連絡
なし
- 12 上司・人事との連絡
就業制限となりますが、本人の現在業務的に問題ないか確認した。そして、問題ないことを確認した。
- 13 措置後の経過
年1回程度、産業医が健診後面談で就業に問題はないか確認した。
- 14 事例への対応を振り返って

規定が決まっていたので、特に悩むことはなかった。また、当センターでは臨床検査技師は原則的に採血業務を行っていないため、就業制限も関係ない状態だった。

<事業所の情報>

1 業種

医療・福祉業

2 従業員数

100～999名

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

嘱託産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

あり

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

雇入れ時の健康診断時定期健康診断時

定期健康診断時

3) 費用負担

事業者

4) 検査対象

その他（医師・看護師・放射線技師・検査技師・検体にかかわる業務のある事務職などで、当社の肝炎感染予防マニュアルに対象として定められたもの）

5) 結果の管理

定期健康診断の結果と一緒に管理している

6) 検査陽性者への対応

受診を勧めた後、受診したかどうかを確認している

7) 検査の説明や同意の取得方法

当社の肝炎感染予防マニュアルに規定されており、該当する作業を行うものは全員必須の検査である。社の規定であるので、同意しない者のみ申し出ることでいい。

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

感染症の管理をするよりも、手袋などのスタンダードプリコーションをちゃんとするように指導をもっと進めたい。

(C) 受診結果を踏まえた保健指導や就業所の措置 対応困難事例

事例 19

肝炎を把握するも、本人が受診を拒否した事例

<本人の情報>

- 1 性別
男性
- 2 生年月日
1970年生
- 3 職種
教諭
- 4 業務歴
重量物取り扱い業務 ×
深夜勤務 ×
営業・接待等の業務 ×
海外勤務 ×
長期出張 ×
長時間の時間外勤務 ○
血液や体液を取扱う業務 ×
肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×
- 5 飲酒歴
不明
- 6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因
飲酒
- 7 本人の最終病名
慢性肝炎 (B型肝炎ウイルス)
- 8 産業医がこの事例を知った経緯
本人が37歳のとき、定期一般健康診断の事後措置面談により知った。
- 9 本人が感染を知った経緯
以前から定期一般健康診断結果で肝障害を指摘されており、医療機関を受診して判明した。
- 10 就業上の措置内容
休日出勤、時間外動労制限
- 11 主治医との連絡
なし
- 12 上司・人事との連絡
上記就業制限内容を記載した産業医措置意見書を回覧した。
- 13 措置後の経過

年2回程度、産業医あるいは産業看護職が面談を実施している。HBV感染による慢性肝炎が継続しており、ウイルス活動性の評価や加療が必要と考えられたが、叔父が同じく、ウイルス性肝炎および肝臓癌で死亡しており、インターフェロン治療の副作用症状が強かったため治療に抵抗感を持っていた。また、本人によると時間外労働や休日の部活動顧問としての業務で多忙であり医療機関受診の時間がないとしていた。治療をするかどうかは別にして定期検査の重要性を発がんの可能性も含めて説明し、紹介状を渡していたが、受診の確認はできなかった。

14 事例への対応を振り返って

B型慢性肝炎による医療機関受診まで至らなかった事例である。年3回、半日訪問の嘱託産業医としての関わりであり医療機関受診のための業務配慮ができなかったこと、本人のインターフェロン治療に対する不安を解消できなかったことが原因として考えられる。

<事業所の情報>

1 業種

教育、学習支援業

2 従業員数

50～99名

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

あり

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

実施していない

事例 24

海外赴任中に急性肝炎発症し、現地医療機関で通院加療、就業制限しながら、1年間海外勤務を継続した事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1966年生

3 職種

事務職

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ×

深夜勤務 ×

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ○

長期出張 ×

長時間の時間外勤務 ×

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×

5 飲酒歴

1回/週 1合 14年間

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

不明

7 本人の最終病名

急性肝炎（B型肝炎ウイルス）

8 産業医がこの事例を知った経緯

本人が34歳のとき、海外赴任時健診でHbs抗原陽性であることが判明した（30歳時の健診ではHbs抗原陰性）。

9 本人が感染を知った経緯

海外赴任時健診でHbs抗原陽性であることが判明した。感染経路不明。

10 就業上の措置内容

- ① 健診結果が判明し、海外赴任まで数日しかなかったため、体調不良時受診すること、短期帰国時には必ず病院を受診し、精密検査を受けることを条件として、海外赴任を許可した。
- ② 海外赴任1か月後に急性肝炎発症、休業しながら現地（ドイツ）医療機関で通院加療。メール等で状況確認しながら復職手続きを行い、残業禁止、休日出勤禁止。体調回復に伴い、就業制限解除。
- ③ 海外赴任の翌年帰任。日本の医療機関を受診し、主治医指示に従って定期的な通

院を行うことを条件として、今後の海外「出張」を許可した。

11 主治医との連絡

上記②の時に、現地医療機関の医師と、①の経緯を説明し、治療状況に関する情報を得た。

12 上司・人事との連絡

上記②の時に、現地上司より休業の情報が産業医に入った。
就業制限内容を上司へ伝え、配慮を依頼した。

13 措置後の経過

適宜、産業医がメールや電話にて体調確認を行った。上記のとおり。その2年後までは通院継続を確認。現在は年1回の健康診断で本人との面談を行っているが、通院状況は不明。

健診でのトランスアミナーゼは基準値内。

14 事例への対応を振り返って

海外赴任日まで日数がなかったということで海外赴任を許可したが、その後急性肝炎を起こしており、海外赴任を延期または禁止し、医療機関を受診させるべきであった。

倦怠感があり、医療機関を受診するまで2週間ほどかかっており、赴任条件であった体調不良時に医療機関受診ができていなかったこと、急性肝炎で休業中の情報がタイムリーに入らなかったなど、海外赴任中の健康管理のフォローの難しさがある。

現地医療機関の医師が日本人であり、情報のやり取りがやりやすかったのはよかった。

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

1,000名以上

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

なし

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

雇入れ時の健康診断時

健康診断の有所見者に対する精密検査時

3) 費用負担

事業者、健康保険組合

4) 検査対象

新入社員健康診断結果で肝機能異常を指摘された従業員

5) 結果の管理

定期健康診断の結果と一緒に管理している

6) 検査陽性者への対応

受診を勧めた後、受診したかどうかを確認している

7) 検査の説明や同意の取得方法

事前に本人に配布する問診表に、個人が受ける検査項目を明記し、法定外項目は、「キャンセル可、当日受付で申し出てください。」と記載されている。キャンセルを申し出ない場合には、検査に同意したものとみなす。

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

入社時に実施するため、検査を希望しない方でも、申し出しにくい。

自覚症状がないと受診に結びつかないことがある。

定期的な通院が必要な場合でも、「受診しても検査だけなので」と通院を中断される方がいる。健康診断等で受診勧奨するが、通院再開しない方もいる。

健康診断の判定はPC上で行っており、入社健診以降の健康診断の判定時に過去の肝炎ウイルス検査の結果は表示されない（表示するには一作業が必要）ので、トランスアミナーゼが正常範囲内で、本人が健康診断の間診時に申し出をしていないと、本人が通院を中断していても分からず、見逃してしまうことがある。

高校、大学の新卒者では肝炎ウイルス検査で陽性になる人は少ないが、中途採用者や期間応援者など、前職がある人や30歳台以上の人では陽性となる人がいる。職域での健診内容もばらつきがあるので、このような方が検査を受けられるよう、国の肝炎対策推進が重要だと感じる。とくに、期間応援者や派遣社員は、経済的に受診が厳しいといわれる方もおり、検査だけでなく、陽性の方が受診できる体制も必要である。

(C) 受診結果を踏まえた保健指導や就業所の措置 分類不能例

事例 2

過労後に強い全身倦怠感が発生する本人を心配した上司より相談があり、就業上の配慮をした事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1982年生

3 職種

半導体製造装置の研究開発職

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ×

深夜勤務 ○

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ×

長期出張 ×

長時間の時間外勤務 ○

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ○ (化学物質名:イソプロピルアルコール)

5 飲酒歴

なし

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

肥満

7 本人の最終病名

慢性肝炎 (B型肝炎ウイルス)

8 産業医がこの事例を知った経緯

2009年10月、本人が27歳の時、健康診断以外の本人からの報告あるいは相談によって判明した。

9 本人が感染を知った経緯

小児期に知った。母親も慢性B型肝炎だったとのこと。

10 就業上の措置内容

当該従業員は自覚的に過労後に強い全身倦怠感が発生しており、それに感づいて心配した上司の管理職が、「体調が思わしくないのであれば休ませた方がよいのではないか?」という意見を出し、産業医面談を実施した。交代勤務歴や過重労働者に対する面接指導歴もあったため、規則正しい生活リズムをおくれるようにすることを目的として残業制限と夜勤の制限を指示した。有機溶剤の取扱いについては、非定常業務として溶剤をウエスにつけて金属を拭く作業であったため、あえて就業制限は実施しな

かった。

11 主治医との連絡

なし

12 上司・人事との連絡

上記の就業制限について人事へ産業医意見書を発行した。

13 措置後の経過

1～2か月に一度、産業医面談により通院の状況や体調全般の確認を行ったり、病状の悪化要因の一つである肥満に対して保健指導を行なっていたところ、同僚や上司に本人が迷惑をかけているという心理的な負担感を本人が感じたことにより、不眠症状が出現し、肝炎とは別件で休職となった。2010年12月末より休職し、2011年9月より職場復帰し、残業制限・出張制限下に経過を見ている。

14 事例への対応を振り返って

進行中のため、なし

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

1,000名以上

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

なし

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

その他（特定業務（感染症のリスクのある業務）従事者の就業時）

3) 費用負担

事業者

4) 検査対象

その他（特定業務（感染症のリスクのある業務）従事者の就業時）

5) 結果の管理

本人にのみ結果を通知し、事業者としては結果を関知していない

6) 検査陽性者への対応

受診を勧める

7) 検査の説明や同意の取得方法

衛生教育の形で集団へ実施している。運用は安全衛生委員会の審議を経た社内文書に基づいて行なっている。

問診表の使用による個別同意としている。運用は安全衛生委員会の審議を経た社内文書に基づいて行なっている。

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

厚生労働省の指針に出ていると思いますが、集団健診とタイアップした形で肝炎検診をせねばならないと考えています。ただし、費用負担者（本人 or 事業者 or 健保組合）や実施の範囲（全員義務 or 希望者 or 基準に基づく選出）について、参考になるガイドラインがあると助かります。